

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

規 則

北海道立道南四季の杜公園管理規則をここに公布する。
平成17年10月28日

北海道知事 高橋 はるみ

目 次 ページ

規 則

○北海道立道南四季の杜公園管理規則..... (公園下水道課)	1
○北海道立道民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則..... (管財課)	2
○北海道立北方四島交流センター条例施行規則の一部を改正する規則 (北方領土対策本部)	2
○北海道立開拓の村管理規則の一部を改正する規則..... (文化振興課)	4
○北海道立オホーツク流氷科学センター条例施行規則の一部を改正する規則 (文化振興課)	5
○北海道消費生活条例施行規則の一部を改正する規則..... (生活振興課)	6
○北海道市民活動促進条例施行規則の一部を改正する規則..... (生活振興課)	6
○北海道立女性プラザ条例施行規則の一部を改正する規則..... (男女平等参画推進室)	6
○北海道立アイヌ総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活部総務課)	7
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則..... (商工振興課)	8
○北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産業支援課)	8
○北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則の一部を改正する規則 (人材育成課)	9
○北海道立産業共進会場条例施行規則の一部を改正する規則..... (農政課)	10
○北海道立青少年の森管理規則の一部を改正する規則..... (森林活用課)	11
○北海道立21世紀の森管理規則の一部を改正する規則..... (森林活用課)	11
○北海道立道民の森管理規則の一部を改正する規則..... (森林活用課)	12
○北海道立トムテ文化の森管理規則の一部を改正する規則..... (森林活用課)	12
○北海道立都市公園条例の改正に伴う関係規則の整備に関する規則... (公園下水道課)	13
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... (住宅課)	18
○北海道立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則..... (教育庁生涯学習課)	18
○北海道立博物館条例施行規則の一部を改正する規則..... (教育庁生涯学習課)	18
○北海道立体育センター条例施行規則の一部を改正する規則 (教育庁スポーツ健康教育課)	19

北海道規則第110号

北海道立道南四季の杜公園管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道立道南四季の杜公園(以下「道南公園」という。)の管理に
し必要な事項を定めるものとする。

(その他の施設の利用の期間及び時間)

第2条 北海道立都市公園条例(昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。)別表
第1の10の事項の規則で定める利用の期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2
条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が知事と協議して定めるものと
する。

(遵守事項)

第3条 道南公園の公園施設(都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第
2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。)であって法第5条第1項の許可を受
けたもの以外のものを利用する者(以下「利用者」という。)は、条例、この規則及び指
定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 道南公園の公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを汚染し、
若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(原状回復の義務)

第4条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければ
ならない。

(知事による管理)

第5条 条例第14条第1項の規定により知事が道南公園の管理に係る業務を行う場合におい
ては、第2条中「条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が知
事と協議して」とあるのは「知事が」と、第3条中「指定管理者」とあるのは「知事」と
する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立道民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第111号

北海道立道民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立道民活動センター条例施行規則（平成3年北海道規則第90号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削る。

第5条中「道民活動センター」を「北海道立道民活動センター（以下「道民活動センター」という。）」に、「知事」を「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条を第2条とする。

第6条第1項中「入館者は」の次に「、条例」を加え、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とする。

第7条を削る。

第8条中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とする。

第9条から第14条までを削る。

第15条中「条例第4条第1項に規定する管理受託者は、同条第3項」を「指定管理者は、条例第12条第3項」に、「別記第6号様式」を「別記様式」に改め、同条を第5条とする。

第16条中「第4条第5項ただし書に規定する」を「第12条第5項ただし書の」に改め、同条第2号中「第9条第1項」を「条例第10条第1項」に、「第11条の規定による利用の中止」を「利用を中止する旨」に改め、同条第3号中「第11条の規定による利用の中止」を「利用を中止する旨」に改め、同条第4号中「第13条第5号」を「条例第11条第2項」に改め、「該当し、同条の規定に」を削り、同条を第6条とする。

第17条中「第4条第6項に規定する」を「第12条第6項の」に改め、同条を第7条とする。

第18条第1項中「につき」の次に「、条例」を加え、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削り、同条を第8条とする。

第19条を削る。

第20条第1項中「第13条」を「条例第11条第1項又は第2項」に、「制限された」を「制限され、若しくは停止された」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第21条中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（知事による管理）

第11条 条例第14条第1項の規定により知事が道民活動センターの管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」とい

う。）とあるのは「知事」と、第3条及び第4条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第6条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第7条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第8条、第9条第2項及び第10条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

第22条を削る。

別表を削る。

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

別記第6号様式中「（第15条関係）」を「（第5条関係）」に、「管理受託者」を「指定管理者」に、「第4条第3項」を「第12条第3項」に改め、同様式を別記様式とする。

別記第7号様式及び別記第8号様式を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立北方四島交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第112号

北海道立北方四島交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立北方四島交流センター条例施行規則（平成11年北海道規則第115号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削る。

第5条中「知事は、交流センター」を「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。以下同じ。）は、北海道立北方四島交流センター（以下「交流センター」という。）」に改め、同条を第2条とする。

第6条第1項中「入館者は」の次に「、条例」を加え、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金の額の承認）

第4条 指定管理者は、条例第12条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

第7条から第14条までを削る。

第15条の見出しを「（利用料金の還付の基準）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第12条第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

第15条第1項第1号中「使用者」を「利用者」に、「使用が」を「利用が」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同項第2号中「使用」を「利用」に、「第9条第1項」を「条例第10条第1項」に、「承認申請又は第10条の規定による」を「承認の申請又は」に、「の中止」を「を中止する旨」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同項第3号中「第12条第4号」を「条例第11条第2項」に、「該当し、使用」を「より利用」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金の減免の基準）

第6条 条例第12条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、利用料金を減免することができることとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき（条例別表の2の表又は3の表の適用を受けるときを除く。） 免除

ア 交流センターの設置目的に沿った事業を実施する場合であって、国若しくは地方公共団体又は知事が特に認める団体が主催するとき。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の児童、生徒等が学校教育の範囲内で利用するとき。

ウ 次に掲げる者が主宰する会議又は研修等（当該会議又は研修等に参加する者が、主として次に掲げる者及びその引率者であるものに限る。）で利用するとき。

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

(イ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者

(ウ) 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者

(エ) 65歳以上の者

(オ) その他知事が(ア)から(エ)までに準ずる者と認める者

(2) 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年法律第85号）第2条に規定する北方領土隣接地域を管轄する市若しくは町又は公共的団体等が公共的活動に利用するとき 7割減額

(3) 次のいずれかに該当するとき 5割減額

ア 第1号アからウまでに該当する場合であって、条例別表の3の表の適用を受けるとき。

イ 知事が特別の理由があると認めるとき。

第16条から第19条までを削る。

第20条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用した」を「利用した」に「第12条」を「条例第11条第1項又は第2項」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第7条とする。

第21条から第23条までを削る。

第24条の見出し中「使用等」を「刊行等」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第15条の承認を受けようとする者は、別記第2号様式の模写品等刊行等承認申請書を知事に提出しなければならない。

第24条第2項中「模写品等の使用等を承認した」を「条例第15条の承認をした」に、「別記第11号様式の模写品等使用等承認書」を「別記第3号様式の模写品等刊行等承認書」に改め、同条を第8条とする。

第25条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第16条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

第25条第2項及び第3項を削り、同条を第9条とする。

第26条第2項及び第3項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第27条中「文書により知事」を「指定管理者」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

2 指定管理者は、前項の規定による届出があった場合は、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

第11条の次に次の1条を加える。

（知事による管理）

第12条 条例第18条第1項の規定により知事が交流センターの管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。以下同じ。）」とあるのは「知事」と、第3条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第5条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第18条第2項の規定により読み替えられた条例第12条第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、同条第1号及び第2号の規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第6条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条第2項、第10条第2項及び第3項並びに前条第1項の規定中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、同条第2項の規定は適用しない。

別表を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第4条関係）

承認番号

利用料金承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所
指定管理者名
代 表 者
電 話 番 号



北海道立北方四島交流センター条例第12条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり定めたいので、申請します。

区 分	利用料金の額（円）

- 備考 1 印欄は、記載しないでください。
 2 区分欄は、施設又は設備の名称、利用区分等の指定管理者が利用料金を設定するに当たり必要な区分を記入すること。
 3 利用料金の額欄は、午前・午後・夜間等の区分を設ける場合には、区分ごとに記入すること。
 4 欄が不足する場合は、別紙に記入し、この申請書と併せて提出すること。
 （用紙寸法 日本工業規格A4）

別記第2号様式から別記第9号様式までを削る。

別記第10号様式中「（第24条関係）」を「（第8条関係）」に、「模写品等使用等承認申請書」を「模写品等刊行等承認申請書」に、「北海道立北方四島交流センター条例施行規則第24条第1項」を「北海道立北方四島交流センター

例第15条」に、「使用等」を「刊行等」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第11号様式中「（第24条関係）」を「（第8条関係）」に、「模写品等使用等承認書」を「模写品等刊行等承認書」に、「使用等」を「刊行等」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第12号様式を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立開拓の村管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第113号

北海道立開拓の村管理規則の一部を改正する規則

北海道立開拓の村管理規則（昭和58年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を削る。

第2条から第4条までを削る。

第5条中「知事」を「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に、「拒む」を「拒み、又は退場させる」に改め、同条を第2条とする。

第6条第1項中「この規則及び知事」を「条例、この規則及び指定管理者」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とする。

第6条の2中「条例第4条第1項に規定する管理受託者は、同条第3項」を「指定管理者は、条例第10条第3項」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「第4条第5項に規定する」を「第10条第5項の」に改め、同条第1号中「第4条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第5条とする。

第8条から第10条までを削る。

第11条中「管理棟内ホール等の使用の」を「条例第11条の」に、「当該管理棟内ホール等」を「同条に規定する管理棟内ホール等（以下「管理棟内ホール等」という。）」に、「書面により、知事」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第12条第1項中「管理棟内ホール等の使用の」を「条例第11条の」に、「第10条」を「条例第13条」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に、「管理棟内ホール等の使用」を「条例第11条」に改め、同条を第7条とする。

第13条及び第14条を削る。

第15条第1項中「特別観覧」を「条例第14条に規定する特別観覧（以下「特別観覧」という。）」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第16条第1項を次のように改める。

条例第16条の承認を受けようとする者は、別記第2号様式の展示建造物等模写品等刊行等承認申請書を知事に提出しなければならない。

第16条第2項中「模写品等の刊行等を承認した」を「条例第16条の承認をした」に、「別記第7号様式の展示建造物等模写品等使用承認書」を「別記第3号様式の展示建造物等模写品等刊行等承認書」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(知事による管理)

第10条 条例第17条第1項の規定により知事が開拓の村の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「知事」と、第3条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第5条第1号中「条例第10条第1項に規定する利用料金(条例別表2に係るものを除く。以下「利用料金」という。)」とあるのは「条例第17条第2項の規定により読み替えられた条例第10条第1項の使用料(条例別表2に係るものを除く。以下「使用料」という。)」と、同条第2号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条から第8条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

第17条を削る。

別記第1号様式中「(第6条の2関係)」を「(第4条関係)」に、「管理受託者」を「指定管理者」に、「第4条第3項」を「第10条第3項」に改める。

別記第2号様式から別記第5号様式までを削る。

別記第6号様式中「(第16条関係)」を「(第9条関係)」に、「展示建造物等模写品等使用承認申請書」を「展示建造物等模写品等刊行等承認申請書」に、「北海道立開拓の村管理規則第16条第1項」を「北海道立開拓の村条例第16条」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第7号様式中「(第16条関係)」を「(第9条関係)」に、「展示建造物等模写品等使用承認書」を「展示建造物等模写品等刊行等承認書」に、「使用に」を「刊行等に」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第114号

北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則(平成3年北海道規則第5号)の一部

を次のように改正する。

第2条から第4条までを削る。

第5条中「知事」を「条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」に改め、同条を第2条とする。

第6条第1項中「流水科学センターの」を「北海道立オホーツク流水科学センター(以下「流水科学センター」という。の)」に、「この規則及び知事」を「条例、この規則及び指定管理者」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「流水科学センターが収集し、保管し、若しくは展示する資料」を「条例第3条第2号に規定する流水科学センター資料」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とする。

第6条の2中「条例第4条第1項に規定する管理受託者」を「指定管理者」に、「同条第3項」を「条例第10条第3項」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「第4条第5項に規定する」を「第10条第5項の」に改め、同条第1号中「第4条第1項」を「第10条第1項」に改め、同号イ中「国民の祝日に関する法律」の次に「(昭和23年法律第178号)」を加え、同条を第5条とする。

第8条から第10条までを削る。

第11条中「多目的ホール等の使用の」を「条例第11条の」に、「当該多目的ホール等」を「同条に規定する多目的ホール等(以下「多目的ホール等」という。)」に、「書面により、知事」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第12条第1項中「多目的ホール等の使用の」を「条例第11条の」に、「第10条」を「条例第13条」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に、「多目的ホール等の使用」を「条例第11条」に改め、同条を第7条とする。

第13条及び第14条を削る。

第15条の見出し中「使用等」を「刊行等」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第16条の承認を受けようとする者は、別記第2号様式の模写品等刊行等承認申請書を知事に提出しなければならない。

第15条第2項中「模写品等の使用等を承認した」を「条例第16条の承認をした」に、「別記第7号様式」を「別記第3号様式」に、「模写品等使用等承認書」を「模写品等刊行等承認書」に改め、同条を第8条とする。

第16条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第17条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

第16条第2項及び第3項を削り、同条を第9条とする。

第17条第2項及び第3項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第18条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条中「文書により知事」を「指定管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定による届出があった場合は、速やかにその旨を知事に報告し

なければならない。

第18条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（知事による管理）

第12条 条例第18条第1項の規定により知事が流水科学センターの管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、第3条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第5条第1号中「条例第10条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第18条第2項の規定により読み替えられた条例第10条第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、同条第2号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条、第7条、第10条及び前条第1項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、同条第2項の規定は、適用しない。

別記第1号様式中「（第6条の2関係）」を「（第4条関係）」に、「管理受託者」を「指定管理者」に、「第4条第3項」を「第10条第3項」に改める。

別記第2号様式から別記第5号様式までを削る。

別記第6号様式中「（第15条関係）」を「（第8条関係）」に、「模写品等使用等承認申請書」を「模写品等刊行等承認申請書」に、「北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則第15条第1項」を「北海道立オホーツク流水科学センター条例第16条」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第7号様式中「（第15条関係）」を「（第8条関係）」に、「模写品等使用等承認書」を「模写品等刊行等承認書」に、「使用等に」を「刊行等に」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第8号様式及び別記第9号様式を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第115号

北海道消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

北海道消費生活条例施行規則（平成12年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。
第20条及び第21条を次のように改める。

第20条及び第21条 削除

第22条を削る。

第23条中「消費生活センター」を「北海道立消費生活センター（以下「消費生活セン

ター」という。）に、「知事」を「条例第36条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条を第22条とする。

第24条第1項中「入館者は」の次に「、条例」を加え、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第23条とし、第4章中同条の次に次の1条を加える。

（知事による管理）

第24条 条例第36条の6第1項の規定により知事が消費生活センターの管理に係る業務を行う場合においては、第22条中「条例第36条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道市民活動促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第116号

北海道市民活動促進条例施行規則の一部を改正する規則

北海道市民活動促進条例施行規則（平成13年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成13年北海道条例第5号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第2条から第4条までを削る。

第5条中「知事は、市民活動促進センター」を「条例第18条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、北海道立市民活動促進センター（以下「市民活動促進センター」という。）」に改め、同条を第2条とする。

第6条第1項中「入館者は」の次に「、条例」を加え、「知事」を「指定管理者」に、「次に掲げる」を「次の」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に、「利用」を「使用」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（知事による管理）

第4条 条例第23条第1項の規定により知事が市民活動促進センターの管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第18条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立女性プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第117号

北海道立女性プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立女性プラザ条例施行規則（平成3年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削る。

第5条中「女性プラザ」を「北海道立女性プラザ（以下「女性プラザ」という。）」に、「知事」を「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条を第2条とする。

第6条第1項中「入館者は」の次に「、条例」を加え、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（知事による管理）

第4条 条例第9条第1項の規定により知事が女性プラザの管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立アイヌ総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第118号

北海道立アイヌ総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立アイヌ総合センター条例施行規則（平成3年北海道規則第95号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成3年北海道条例第17号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第2条から第4条までを削る。

第5条中「アイヌ総合センター」を「北海道立アイヌ総合センター（以下「アイヌ総合センター」という。）」に、「知事」を「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条を第2条とする。

第6条第1項中「入館者は」の次に「、条例」を加え、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（模写品等の刊行等の承認）

第4条 条例第10条の承認を受けようとする者は、あらかじめ、別記第1号様式の模写品等刊行等承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第10条の承認をしたときは、別記第2号様式の模写品等刊行等承認書を交付するものとする。

第7条から第9条までを削る。

第10条の見出しを「（資料の貸出しの対象者）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第11条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

第10条第2項及び第3項を削り、同条を第5条とする。

第11条第1項を次のように改める。

条例第11条第1項の規定によりアイヌ総合センター資料の貸出しをすることができる期間（以下「貸出期間」という。）は、30日以内とする。

第11条第2項中「知事」を「指定管理者」に改め、「必要」の次に「がある」を加え、同条第3項中「知事」を「指定管理者」に改め、「がある」の次に「と認めた」を加え、同条を第6条とする。

第12条の見出し中「届出」の次に「等」を加え、同条中「文書により知事」を「指定管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

第12条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（知事による管理）

第8条 条例第12条第1項の規定により知事がアイヌ総合センターの管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、第3条、第6条第2項及び第3項並びに前条第1項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、同条第2項の規定は、適用しない。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

別記第3号様式中「（第9条関係）」を「（第4条関係）」に、「模写品等使用等承認申請書」を「模写品等刊行等承認申請書」に、「北海道立アイヌ総合センター条例施行規則第9条第1項」を「北海道立アイヌ総合センター条例第10条」に、「使用等の」を「刊行等の」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第4号様式中「（第9条関係）」を「（第4条関係）」に、「模写品等使用等承認書」を「模写品等刊行等承認書」に、「使用等の」を「刊行等の」に改め、同様式末尾欄外注意2の事項中「使用等」を「刊行等」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第5号様式及び別記第6号様式を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第119号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削る。

第5条第1項中「につき」の次に「、北海道立工業技術センター条例（昭和61年北海道条例第32号。以下「条例」という。）」を加え、「知事」を「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第2条とする。

第6条から第8条までを削る。

第9条中「第4条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条を第3条とする。

第10条第1項中「別記第3号様式」を「別記第1号様式」に改め、同条を第4条とする。

第11条中「第5条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条を第5条とする。

第12条第2項中「別記第4号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第6条とし、第13条を第7条とする。

第14条第1項中「使用者」を「条例第8条第1項の承認を受けた者」に改め、同条を第8条とする。

第15条第1号を削り、同条第2号中「第8条第4号」を「条例第11条第2項」に、「該当し、使用」を「より、条例第8条第1項」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「第10条第2項」を「第4条第2項」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（知事による管理）

第10条 条例第16条第1項の規定により知事が工業技術センターの管理に係る業務を行う場合においては、第2条第1項中「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

別表第1中「（第9条関係）」を「（第3条関係）」に改める。

別表第2中「（第11条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

別記第3号様式中「（第10条関係）」を「（第4条関係）」に、「第10条の」を「第4条第1項の」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第4号様式中「（第12条関係）」を「（第6条関係）」に、「第12条第2項」を「第6条第2項」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第120号

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則（平成6年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削る。

第5条第1項中「技術センター」を「北海道立地域食品加工技術センター（以下「技術センター」という。）」に改め、「につき」の次に「、条例」を加え、「知事」を「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の3条を加える。

（利用料金の額の承認）

第3条 指定管理者は、条例第12条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

（利用料金の還付の基準）

第4条 条例第12条第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

(1) 条例第8条第1項の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合

(2) 条例第11条第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

（利用料金の減免の基準）

第5条 条例第12条第6項の規則で定める基準は、知事が特別な理由があると認める場合に、利用料金を減免することができることとする。

第6条から第10条までを削る。

第11条中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第6条とする。

第12条中「第5条第2項」を「第13条第2項」に、「別表第2」を「別表」に改め、同条を第7条とする。

第13条第1項中「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第2項中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第8条とし、第14条を第9条とする。

第15条の見出し中「使用料及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(知事による管理)

第11条 条例第16条第1項の規定により知事が技術センターの管理に係る業務を行う場合においては、第2条第1項中「条例第4条に定める指定管理者(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「知事」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第4条中「同条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「条例第16条第2項の規定により読み替えられた条例第12条第1項の使用料(以下「使用料」という。)」と、第5条中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

別表第1を削る。

別表第2中「(第12条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同表を別表とする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

利用料金承認申請書			
		年	月 日
北海道知事 様			
主たる事務所の所在地			
指定管理者の名称			
代表者の氏名 			
北海道立地域食品加工技術センターの利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立地域食品加工技術センター条例第12条第3項の規定により、申請します。			
区 分	利用料金の額(円)	備 考	



(日本工業規格 A4)

別記第2号様式を削る。

別記第3号様式中「(第11条関係)」を「(第6条関係)」に、「第11条の」を「第6条の」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第4号様式中「(第13条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第5号様式中「(第13条関係)」を「(第8条関係)」に、「第13条第2項」を「第8条第2項」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則121号

北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則(平成14年北海道規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削る。

第5条中「知事」を「条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」に、「支援センター」を「北海道立職業能力開発支援センター(以下「支援センター」という。)」に改め、同条を第2条とする。

第6条第1項中「入館者は」の次に「、条例」を加え、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の3条を加える。

(利用料金の額の承認)

第4条 指定管理者は、条例第12条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の還付の基準)

第5条 条例第12条第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条

第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 条例第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）の責めに帰することのできない理由によって利用が不可能になったと指定管理者が認めるとき。
- (2) 利用の開始日の前15日までに条例第10条第1項の規定による利用の内容の変更の承認申請又は利用を中止する旨の申出があって、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めるとき。
- (3) 条例第11条第2項の規定により利用の承認を取り消したとき。
- (4) その他知事が特別な理由があると認めるとき。

（利用料金の減免の基準）

第6条 条例第12条第6項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、利用料金を免除することができることとする。
 - ア 支援センターの設置の目的に沿った事業を実施する場合であって、国若しくは地方公共団体又は知事が特に認める団体が主催するとき。
 - イ その他知事が特別な理由があると認めるとき。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、利用料金の5割を減額することができることとする。
 - ア 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項の規定により知事が認定した職業訓練に使用するとき。
 - イ その他知事が特別な理由があると認めるとき。

第7条から第19条までを削る。

第20条第1項中「使用者」を「利用者」に、「研修室等の使用」を「支援センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用」に、「使用した施設設備等」を「利用した施設等」に、「第12条」を「条例第11条第1項又は第2項」に、「使用の」を「利用の」に、「使用制限された」を「利用を制限された」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。
（知事による管理）

第8条 条例第14条第1項の規定により知事が支援センターの管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、第3条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第5条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、同条第1号及び第2号中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第6条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

第21条を削る。

別表を削る。

別記第1号様式から別記第9号様式までを削り、附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第4条関係）

<p style="margin: 0;">利用料金承認申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">北海道知事 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">主たる事務所の所在地 指定管理者の名称 代表者の氏名 ㊟</p> <p style="margin: 0;">北海道立職業能力開発支援センターの利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立職業能力開発支援センター条例第12条第3項の規定により、申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">利用料金の額（円）</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			区 分	利用料金の額（円）	備 考			
区 分	利用料金の額（円）	備 考						

（用紙寸法 日本工業規格A4）

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立産業共進会場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第122号

北海道立産業共進会場条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立産業共進会場条例施行規則（昭和47年北海道規則第82号）の一部を次のように改

正する。

第2条から第10条までを削る。

第11条中「第5条第1項」を「第4条」に、「管理受託者」を「指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に、「同条第3項」を「条例第12条第3項」に、「別記第6号様式」を「別記様式」に改め、同条を第2条とする。

第12条中「第5条第5項ただし書に規定する」を「第12条第5項ただし書の」に改め、同条第1号中「全部利用者又は一部利用者」を「条例第8条第1項の承認を受けた者」に改め、同条第2号中「第10条第1項第5号に該当し同項の規定により、又は同条第2項」を「条例第11条第2項」に改め、同条を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加え、同条を第3条とする。

(2) 条例第8条第1項の承認を受けた者（北海道立産業共進会場（以下「共進会場」という。）の全部利用（共進会場の個人利用及び憩いの広場の利用（以下「一部利用」という。）の場合を除いた利用をいう。以下同じ。）の承認を受けた者に限る。以下「全部利用者」という。）から全部利用を中止し、又は利用期間を短縮する旨の申出があり、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めた場合

第13条中「第5条第6項に規定する」を「第12条第6項の」に改め、同条を第4条とする。第14条を削る。

第15条第1項中「第10条第1項又は第2項」を「条例第11条第1項又は第2項」に、「、又は」を「、若しくは」に改め、「制限されたとき」の次に「、又は全部利用を中止したとき」を加え、「また」を削り、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第16条中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第17条、第18条の前の見出し及び同条を削る。

第19条に見出しとして「（退場）」を付し、同条中「知事」を「指定管理者」に、「一部利用者」を「条例第8条第1項の規定により一部利用の承認を受けた者」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（知事による管理）

第8条 条例第14条第1項の規定により知事が共進会場の管理に係る業務を行う場合においては、第3条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第4条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第5条第2項、第6条及び前条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

別記第6号様式中「（第11条関係）」を「（第2条関係）」に、「管理受託者」を「指

定管理者」に、「第5条第3項」を「第12条第3項」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立青少年の森管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第123号

北海道立青少年の森管理規則の一部を改正する規則

北海道立青少年の森管理規則（昭和54年北海道規則第74号）の一部を次のように改正する。第2条及び第3条を削る。

第4条中「条例第3条第1項第4号」を「北海道立青少年の森条例（昭和54年北海道条例第27号。以下「条例」という。）第8条第1項第3号」に改め、同条を第2条とする。

第5条から第8条までを削る。

第9条中「施設を」を「施設等を」に、「施設の使用」を「施設等の使用」に改め、「につき」の次に「、条例」を加え、「当該施設の管理に当たる職員」を「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第1号中「施設」を「施設等」に改め、同条を第3条とする。

第10条第1項中「森林学習展示館の学習室等」を「青少年の森の森林学習展示館（学習室に限る。）」、苗畑又は集合訓練広場（以下「森林学習展示館の学習室等」という。）に、「又は設備」を「等」に、「第5条」を「条例第10条第1項」に改め、同条第2項中「前項」の次に「に規定する者が同項」を加え、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（知事による管理）

第5条 条例第12条第1項の規定により知事が青少年の森の管理に係る業務を行う場合においては、第3条中「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、前条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立21世紀の森管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第124号

北海道立21世紀の森管理規則の一部を改正する規則

北海道立21世紀の森管理規則（昭和60年北海道規則第39号）の一部を次のように改正する。
第2条から第8条までを削る。

第9条中「施設を」を「施設等を」に、「施設の使用」を「施設等の使用」に改め、「につき」の次に「、北海道立21世紀の森条例（昭和60年北海道条例第9号。以下「条例」という。）」を加え、「当該施設の管理に当たる職員（以下「職員」という。）」を「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第1号中「施設」を「施設等」に改め、同条第3号中「職員」を「指定管理者」に改め、同条を第2条とする。

第10条第1項中「森林学習展示館の学習室等」を「21世紀の森の森林学習展示館（学習室に限る。）又は苗畑（以下「森林学習展示館の学習室等」という。）」に、「又は設備」を「等」に、「第5条」を「条例第10条第1項」に改め、同条第2項中「前項」の次に「に規定する者が同項」を加え、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（知事による管理）

第4条 条例第12条第1項の規定により知事が21世紀の森の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、同条第3号及び前条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立道民の森管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第125号

北海道立道民の森管理規則の一部を改正する規則

北海道立道民の森管理規則（平成2年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。
第2条から第4条までを削る。

第5条中「条例第4条第1項」を「北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号。以下「条例」という。）第4条」に、「管理受託者」を「指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に、「同条第3項」を「条例第11条第3項」に、「別記第3号様式」を「別記第1号様式」に改め、同条を第2条とする。

第6条中「第4条第5項ただし書に規定する」を「第11条第5項ただし書の」に改め、同条第2号中「第4条第4号の事由に該当し、同条」を「条例第10条第2項」に改め、同条を

第3条とする。

第7条中「第4条第6項に規定する」を「第11条第6項の」に改め、同条を第4条とする。
第8条から第10条までを削り、第11条を第5条とする。

第12条第1項中「別記第4号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条第2項中「別記第5号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第6条とする。

第13条中「者は」の次に「、条例」を加え、「道民の森の管理に当たる職員」を「指定管理者」に改め、同条第1号中「施設」を「施設等」に改め、同条を第7条とする。

第14条第1項中「第3条第1項」を「第7条第1項」に、「管理棟学習室等」を「道民の森の管理棟学習室、野外ステージ、キャンプ場（デイキャンプ場を除く。）、「シャワー室、工芸館工作室、陶芸館工作室、バンガロー、宿泊棟、森林学習センター（研修室及び体育館に限る。）又はパークゴルフ場（以下「管理棟学習室等」という。）」に、「第11条第1項の規定による」を「第5条第1項の」に、「又は設備」を「等」に、「第4条」を「条例第10条第1項」に、「第11条第4項」を「第5条第4項」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（知事による管理）

第9条 条例第13条第1項の規定により知事が道民の森の管理に係る業務を行う場合においては、第3条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第13条第2項の規定により読み替えられた条例第11条第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第4条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条及び前条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

別表を削る。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

別記第3号様式中「（第5条関係）」を「（第2条関係）」に、「管理受託者の名称」を「指定管理者の名称」に、「第4条第3項」を「第11条第3項」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第4号様式中「（第12条関係）」を「（第6条関係）」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第5号様式中「（第12条関係）」を「（第6条関係）」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立トムテ文化の森管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第126号

北海道立トムテ文化の森管理規則の一部を改正する規則

北海道立トムテ文化の森管理規則（平成10年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「条例第3条第1項第3号」を「北海道立トムテ文化の森条例（平成10年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第8条第1項第3号」に改め、同条を第2条とする。

第5条から第8条までを削る。

第9条中「施設を」を「施設等を」に、「施設の使用」を「施設等の使用」に改め、「につき」の次に「、条例」を加え、「当該施設の管理に当たる職員（以下「職員」という。）」を「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第1号中「施設」を「施設等」に改め、同条第3号中「職員」を「指定管理者」に改め、同条を第3条とする。

第10条第1項中「森林学習展示館の学習室等」を「トムテ文化の森の森林学習展示館（学習室に限る。）、薬草生産施設又は炭焼き施設（以下「森林学習展示館の学習室等」という。）」に、「又は設備」を「等」に、「第5条」を「条例第10条第1項」に改め、同条第2項中「前項」の次に「に規定する者が同項」を加え、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（知事による管理）

第5条 条例第12条第1項の規定により知事がトムテ文化の森の管理に係る業務を行う場合においては、第3条中「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、同条第3号及び前条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立都市公園条例の改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第127号

北海道立都市公園条例の改正に伴う関係規則の整備に関する規則

（北海道立真駒内公園屋内競技場等管理規則の一部改正）

第1条 北海道立真駒内公園屋内競技場等管理規則（昭和50年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道立真駒内公園管理規則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立真駒内公園（以下「真駒内公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条を削る。

第1条の2第1項中「体育の日は、」の次に「真駒内公園の」を加え、同条を第2条とする。

第3条を次のように改める。

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第3条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表第1の10の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

第4条から第11条までを削る。

第12条中「条例第12条の2第1項に規定する管理受託者は、同条第3項」を「指定管理者は、条例第12条の2第3項」に、「別記第6号様式」を「別記様式」に改め、同条を第4条とする。

第13条第1号中「利用者」を「条例第6条第1項の承認を受けた者」に改め、「又は観覧」を削り、同条第2号中「第11条第2項又は第3項」を「条例第6条の4第2項」に改め、「又は観覧」を削り、同条を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加え、同条を第5条とする。

(2) 競技場の全部利用の承認を受けた者（第8条において「全部利用者」という。）から全部利用を中止し、又は利用期間を短縮する旨の申出があり、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めた場合

第14条第1号コ中「利用し、又は観覧する」を「利用する」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（遵守事項）

第7条 真駒内公園の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを利用する者（以下「利用者」という。）は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 真駒内公園の公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

第15条を削る。

第16条第1項中「、その」を「その」に改め、「までに」の次に「、全部利用者以外の利用者はその利用が終了したときは」を加え、「第11条第1項から第3項まで」を「条例第6条の4第1項又は第2項」に改め、「また」を削り、同条第2項及び第3項中「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（知事による管理）

第9条 条例第14条第1項の規定により知事が真駒内公園の管理に係る業務を行う場合においては、第3条中「条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第5条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第6条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条及び前条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

第17条及び第18条を削る。

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

別記第6号様式中「（第12条関係）」を「（第4条関係）」に、「管理受託者の名称」を「指定管理者の名称」に、「屋内競技場等」を「の公園施設」に改め、同様式を別記様式とする。

（北海道立野幌総合運動公園運動施設等管理規則の一部改正）

第2条 北海道立野幌総合運動公園運動施設等管理規則（昭和60年北海道規則第47号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道立野幌総合運動公園管理規則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立野幌総合運動公園（以下「野幌総合公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条を削る。

第2条の見出しを「（合宿所の利用）」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「野幌総合公園」に改め、「の利用にあって」及び「利用する者が」を削り、「限る」を「限り、利用できる」に改め、同項を同条とし、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第2条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別

表第1の10の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

第4条から第7条までを削る。

第8条中「条例第12条の2第1項に規定する管理受託者は、同条第3項」を「指定管理者は、条例第12条の2第3項」に、「別記第6号様式」を「別記様式」に改め、同条を第4条とする。

第9条第1号中「利用者」を「条例第6条第1項の承認を受けた者」に改め、同条第2号中「第6条の規定により利用を中止した場合又は第7条第2項」を「条例第6条の4第2項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加え、同条を第5条とする。

(2) 条例第6条第1項の承認を受けた者（水泳プール、体育館又は陸上競技場にあつては、全部利用の承認を受けた者に限る。）から利用を中止し、又は利用期間を短縮する旨の申出があり、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めた場合第10条を第6条とし、同条の次に次の3条を加える。

（遵守事項）

第7条 野幌総合公園の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であつて法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを利用する者（以下「利用者」という。）は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 野幌総合公園の公園施設であつて法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

（原状回復の義務）

第8条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。条例第6条の4第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

（知事による管理）

第9条 条例第14条第1項の規定により知事が野幌総合公園の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第5条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第6条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

第11条を削る。

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

別記第6号様式中「(第8条関係)」を「(第4条関係)」に、「管理受託者の名称」を「指定管理者の名称」に、「運動施設等」を「の公園施設」に改め、同様式を別記様式とする。

(北海道子どもの国大型遊戯施設管理規則の一部改正)

第3条 北海道子どもの国大型遊戯施設管理規則(平成元年北海道規則第91号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道子どもの国管理規則

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道子どもの国(以下「子どもの国」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(その他の施設の利用の期間及び時間)

第2条 北海道立都市公園条例(昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。)別表第1の10の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が知事と協議して定めるものとする。

第3条及び第4条を削る。

第5条中「条例第12条の2第1項に規定する管理受託者は、同条第3項」を「指定管理者は、条例第12条の2第3項」に改め、同条を第3条とする。

第6条第1号中「利用者」を「条例第6条第1項の承認を受けた者」に改め、同条第2号中「第4条第2項」を「条例第6条の4第2項」に改め、同条を第4条とする。

第7条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

(遵守事項)

第6条 子どもの国の公園施設(都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。)であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを利用する者(以下「利用者」という。)は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 子どもの国の公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(原状回復の義務)

第7条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなけれ

ばならない。条例第6条の4第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

第8条を次のように改める。

(知事による管理)

第8条 条例第14条第1項の規定により知事が子どもの国の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第4条中「同条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料(以下「使用料」という。)」と、第5条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

別記様式中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」に、「管理受託者の名称」を「指定管理者の名称」に、「大型遊戯施設」を「の公園施設」に改める。

(北海道立オホーツク公園オートキャンプ場等管理規則の一部改正)

第4条 北海道立オホーツク公園オートキャンプ場等管理規則(平成6年北海道規則第70号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道立オホーツク公園管理規則

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道立オホーツク公園(以下「オホーツク公園」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「(オートキャンプ場の利用の時間)」に改め、同条第1項の表以外の部分を次のように改め、同項の表のパークゴルフ場の項及び同条第2項を削る。

北海道立都市公園条例(昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。)別表第1の4の事項の規則で定める時間は、次のとおりとする。

第3条を次のように改める。

(その他の施設の利用の期間及び時間)

第3条 条例別表第1の10の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が知事と協議して定めるものとする。

第4条及び第5条を削る。

第6条中「条例第12条の2第1項に規定する管理受託者は、同条第3項」を「指定管理者は、条例第12条の2第3項」に、「別記第3号様式」を「別記様式」に改め、同条を第4条とする。

第7条第1号中「利用者」を「条例第6条第1項の承認を受けた者」に改め、同条第2号中「第5条第2項」を「条例第6条の4第2項」に改め、同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条中「オートキャンプ場等を利用する者は」を「オホーツク公園の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを利用する者（以下「利用者」という。）は、条例」に、「オホーツク公園の管理に当たる職員」を「指定管理者」に改め、同条第1号中「オートキャンプ場等の施設」を「オホーツク公園の公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のもの」に改め、同条第3号中「指定」を「オホーツク公園のオートキャンプ場を利用する場合にあっては、指定」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（原状回復の義務）

第8条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。条例第6条の4第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

（知事による管理）

第9条 条例第14条第1項の規定により知事がオホーツク公園の管理に係る業務を行う場合においては、第3条中「条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第5条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第6条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

別記第3号様式中「（第6条関係）」を「（第4条関係）」に、「管理受託者の名称」を「指定管理者の名称」に、「オートキャンプ場等」を「の公園施設」に改め、同様式を別記様式とする。

（北海道立宗谷ふれあい公園オートキャンプ場等管理規則の一部改正）

第5条 北海道立宗谷ふれあい公園オートキャンプ場等管理規則（平成10年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道立宗谷ふれあい公園管理規則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立宗谷ふれあい公園（以下「宗谷ふれあい公園」とい

う。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「（オートキャンプ場の利用の時間）」に改め、同条第1項の表以外の部分を次のように改め、同項の表のパークゴルフ場の項及びバーベキューコーナーの項並びに同条第2項を削る。

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表第1の5の事項の規則で定める時間は、次のとおりとする。

第3条を次のように改める。

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第3条 条例別表第1の10の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

第4条及び第5条を削る。

第6条中「条例第12条の2第1項に規定する管理受託者は、同条第3項」を「指定管理者は、条例第12条の2第3項」に、「別記第3号様式」を「別記様式」に改め、同条を第4条とする。

第7条第1号中「利用者」を「条例第6条第1項の承認を受けた者」に改め、同条第2号中「第5条第2項」を「条例第6条の4第2項」に改め、同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条中「オートキャンプ場等を利用する者は」を「宗谷ふれあい公園の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを利用する者（以下「利用者」という。）は、条例」に、「宗谷ふれあい公園の管理に当たる職員」を「指定管理者」に改め、同条第1号中「オートキャンプ場等の施設」を「宗谷ふれあい公園の公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のもの」に改め、同条第3号中「指定」を「宗谷ふれあい公園のオートキャンプ場を利用する場合にあっては、指定」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（原状回復の義務）

第8条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。条例第6条の4第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

（知事による管理）

第9条 条例第14条第1項の規定により知事が宗谷ふれあい公園の管理に係る業務を行う場合においては、第3条中「条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第5条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第14条第2項の規定によ

り読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料（以下「使用料」という。）と、第6条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

別記第3号様式中「（第6条関係）」を「（第4条関係）」に、「管理受託者の名称」を「指定管理者の名称」に、「オートキャンプ場等」を「の公園施設」に改め、同様式を別記様式とする。

（北海道立十勝エコロジープークオートキャンプ場等管理規則の一部改正）

第6条 北海道立十勝エコロジープークオートキャンプ場等管理規則（平成15年北海道規則第79号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道立十勝エコロジープーク管理規則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立十勝エコロジープーク（以下「十勝公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「（オートキャンプ場の利用の時間）」に改め、同条第1項の表以外の部分を次のように改め、同項の表の自転車の項及び同条第2項を削る。

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表第1の8の事項の規則で定める時間は、次のとおりとする。

第3条を次のように改める。

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第3条 条例別表第1の10の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

第4条及び第5条を削る。

第6条中「条例第12条の2第1項に規定する管理受託者は、同条第3項」を「指定管理者は、条例第12条の2第3項」に、「別記第3号様式」を「別記様式」に改め、同条を第4条とする。

第7条第1号中「利用者」を「条例第6条第1項の承認を受けた者」に改め、同条第2号中「第5条第2項」を「条例第6条の4第2項」に改め、同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条中「オートキャンプ場等を利用する者は」を「十勝公園の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを利用する者（以下

「利用者」という。）は、条例」に、「北海道立十勝エコロジープークの管理に当たる職員」を「指定管理者」に改め、同条第1号中「オートキャンプ場等の施設」を「十勝公園の公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のもの」に改め、同条第3号中「指定」を「十勝公園のオートキャンプ場を利用する場合にあっては、指定」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（原状回復の義務）

第8条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。条例第6条の4第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

（知事による管理）

第9条 条例第14条第1項の規定により知事が十勝公園の管理に係る業務を行う場合においては、第3条中「条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第5条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料（以下「使用料」という。）と、第6条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

別記第3号様式中「（第6条関係）」を「（第4条関係）」に、「管理受託者の名称」を「指定管理者の名称」に、「オートキャンプ場等」を「の公園施設」に改め、同様式を別記様式とする。

（北海道立ゆめの森公園パークゴルフ場管理規則の一部改正）

第7条 北海道立ゆめの森公園パークゴルフ場管理規則（平成16年北海道規則第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道立ゆめの森公園管理規則

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立ゆめの森公園（以下「ゆめの森公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第2条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表第1の10の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

第3条及び第4条を削る。

第5条中「条例第12条の2第1項に規定する管理受託者は、同条第3項」を「指定管理者は、条例第12条の2第3項」に改め、同条を第3条とする。

第6条第1号中「利用者」を「条例第6条第1項の承認を受けた者」に改め、同条第2号中「第4条第2項」を「条例第6条の4第2項」に改め、同条を第4条とし、第7条を第5条とする。

第8条中「利用者は」を「ゆめの森公園の公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを利用する者（以下「利用者」という。）は、条例」に、「ゆめの森公園の管理に当たる職員」を「指定管理者」に改め、同条第1号中「パークゴルフ場の施設」を「ゆめの森公園の公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のもの」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

（原状回復の義務）

第7条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。条例第6条の4第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

（知事による管理）

第8条 条例第14条第1項の規定により知事がゆめの森公園の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第4条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第5条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

別記様式中「（第5条関係）」を「（第3条関係）」に、「管理受託者の名称」を「指定管理者の名称」に、「パークゴルフ場」を「の公園施設」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第128号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「市町村又は公共的団体に対し事務を委託した」を「指定管理者に道営住宅等の管理を行わせることとした」に、「委託した事務」を「指定管理者が行う業務」に、「市町村長又は公共的団体の長」を「指定管理者」に改める。

第39条を削り、第40条を第39条とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第129号

北海道立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立少年自然の家条例施行規則（平成16年北海道規則第66号）の一部を次のように改正する。

第1号中「第5条第3項」を「第12条第3項」に改め、第2号中「第5条の2第3項」を「第13条第3項」に改め、第3号中「第5条の2第4項」を「第13条第4項」に改め、第4号中「第5条の2第5項ただし書」を「第13条第5項ただし書」に改め、第5号中「第5条の2第6項」を「第13条第6項」に改め、本則に次の3号を加える。

- (6) 条例第15条第2項の規定により読み替えられた条例第13条第1項の規定による使用料の額の決定
- (7) 条例第15条第2項の規定により読み替えられた条例第13条第5項ただし書の規定による使用料の還付の基準の設定
- (8) 条例第15条第2項の規定により読み替えられた条例第13条第6項の規定による使用料の減免の基準の設定及び減免

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第130号

北海道立博物館条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立博物館条例施行規則（平成16年北海道規則第67号）の一部を次のように改正する。

第4号中「第4条」を「第12条第6項」に改め、同号を第5号とし、第3号中「第3条第5項ただし書」を「第12条第5項ただし書」に改め、同号を第4号とし、第2号中「第3条

第4項」を「第12条第4項」に改め、同号を第3号とし、第1号中「第3条第3項」を「第12条第3項」に改め、同号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 条例第9条第4号の規定による北海道立博物館を利用する催しの料金の額の基準の設定

本則に次の3号を加える。

(6) 条例第18条第2項の規定により読み替えられた条例第12条第1項の規定による観覧料及び使用料の額の決定

(7) 条例第18条第2項の規定により読み替えられた条例第12条第5項ただし書の規定による観覧料及び使用料の還付の基準の設定

(8) 条例第18条第2項の規定により読み替えられた条例第12条第6項の規定による観覧料及び使用料の減免の基準の設定及び減免

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立体育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第131号

北海道立体育センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立体育センター条例施行規則（平成16年北海道規則第69号）の一部を次のように改正する。

第1号中「第4条第3項」を「第13条第3項」に改め、第2号中「第4条第4項」を「第13条第4項」に改め、第3号中「第4条第5項ただし書」を「第13条第5項ただし書」に改め、第4号中「第4条第6項」を「第13条第6項」に改め、本則に次の3号を加える。

(5) 条例第15条第2項の規定により読み替えられた条例第13条第1項の規定による使用料の額の決定

(6) 条例第15条第2項の規定により読み替えられた条例第13条第5項ただし書の規定による使用料の還付の基準の設定

(7) 条例第15条第2項の規定により読み替えられた条例第13条第6項の規定による使用料の減免の基準の設定及び減免

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

